

北労発基1106第8号
令和7年11月6日

関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

「北海道冬季ゼロ災運動」の取組について（協力依頼）

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道では、例年冬季に凍結等による転倒等の冬季特有の事象を要因とした労働災害が多発しております。ついては、別添1の『北海道冬季ゼロ災運動』実施要領に基づき冬季の労働災害防止に取り組めます。

つきましては、皆様にこの取組の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページ内の下記掲示場所からダウンロードできます。

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>

労働災害防止について>冬季の労働災害について

(下記2次元コードからもアクセス可能です。)



担当

北海道労働局労働基準部安全課

安全専門官 (内線 3553)